

第 2 期

御 殿 場 市

教 育 情 報 化

推 進 基 本 計 画

令和5年1月

御殿場市教育委員会

目 次

第1章 計画の策定にあたって

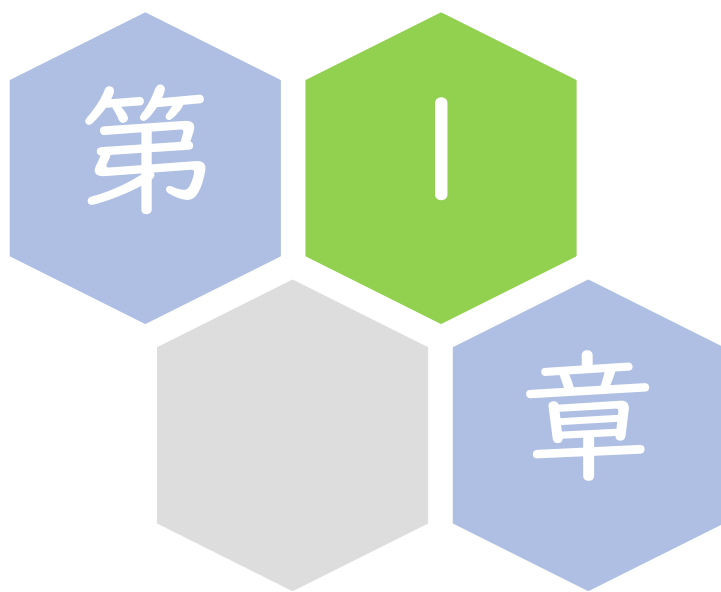
- 1 計画策定の趣旨・背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 計画期間及び目標年度・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第2章 御殿場市の状況について

- 1 第1期計画における基本方針の進捗状況・・・・・・・・ 4
- 2 国の目標に対する御殿場市の現状・・・・・・・・・・ 8
- 3 学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果・・・・・ 9
- 4 検証・課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

第3章 御殿場市の教育情報化推進に向けて

- 基本方針1 ICTを活用した児童生徒の資質・能力の育成・・・・・・・・ 11
- 基本方針2 教員のICT活用指導力の向上と人材の確保・・・・・・・・ 13
- 基本方針3 ICTを活用するための環境の整備・・・・・・・・・・ 14
- 基本方針4 ICT推進体制の整備と校務の改善・・・・・・・・・・ 16



計画の策定

にあたって

1 計画策定の趣旨・背景

近年のグローバル化や急速な情報化の進展により、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しています。いわゆる「Society5.0」時代では、人工知能、ビッグデータ、ロボティクス等の先端技術の急速的かつ継続的な進化が見込まれ、情報化社会としての大きな変革の時期を迎えています。

そのような中、国においては、令和元年6月に、「学校教育の情報化の推進に関する法律」が公布され、学校教育の情報化の定義や基本理念等が定められるとともに、国・地方公共団体も教育の情報化に関する推進計画を定めることが義務付けられました（地方公共団体は努力義務）。それを受け、国・県においても、学校教育の情報化に関する施策を総合的・計画的に実施するための「学校教育情報化推進計画（国）」、「ふじのくに学校教育情報化推進計画（県）」が策定されました。

また、令和元年12月には文部科学省から、令和5年度末までに1人1台の学習用端末の整備を目指す「GIGAスクール構想」が提唱され、ICT整備事業が大きく動き出しました。さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大により、令和2年度末までに前倒し整備することとなり、教育環境は大きく変わりました。

その他、「新学習指導要領」、「教育の情報化加速化プラン」、「第3期教育振興基本計画」、「平成30年度以降の学校におけるICT環境の整備方針」等で、学校におけるICT環境の目標水準を示しています。

県においても、令和4年3月に「静岡県教育振興基本計画」を策定し、ICT等を活用した新たな学びの提供を基本方針として定めています。

本市においては、平成30年4月に「御殿場市教育情報化推進基本計画」を策定し、学校のICT環境の整備を図ってきました。

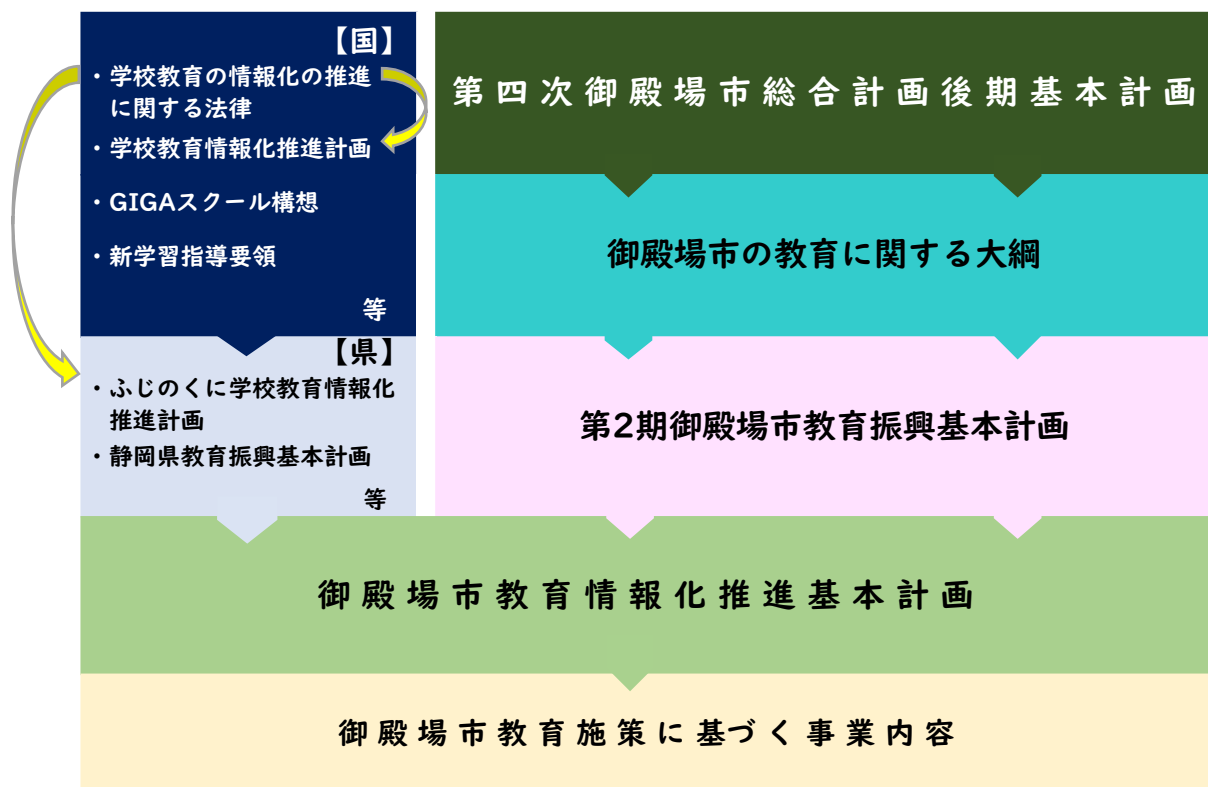
また、令和3年2月に教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱として「御殿場市『富士山のように大きな心を持った人づくり』大綱」を策定し、令和3年7月には第四次御殿場市総合計画後期基本計画の教育文化分野を基礎とした「第2期御殿場市教育振興基本計画」を策定しています。同計画の中でも、「教育の情報化の推進」について、ICT機器を効果的に活用することで、児童生徒一人一人に公正に個別最適化された教育環境の実現を目標に掲げています。

「御殿場市教育情報化推進基本計画」については、令和7年度を目標年度とし、令和2年度に見直しをすることとなっていました。しかし、GIGAスクール構想の前倒し等により、ICT環境が大きく変わるタイミングであったことから見直しを見送り、この度、国・県においても同様の計画が策定されたことから、現状に即した新たな計画とし、御殿場らしい人づくりに向け、教育ICTの推進を図るものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、本市の最上位計画である「第四次御殿場市総合計画後期基本計画」の教育文化分野を基礎として策定された「御殿場市『富士山のように大きな心を持った人づくり』大綱」及び「第2期御殿場市教育振興基本計画」等に基づいて位置づけられるものです。

本計画は御殿場市の教育情報化についての基本方針を定めており、同方針を各事業内容へと反映させていくものです。



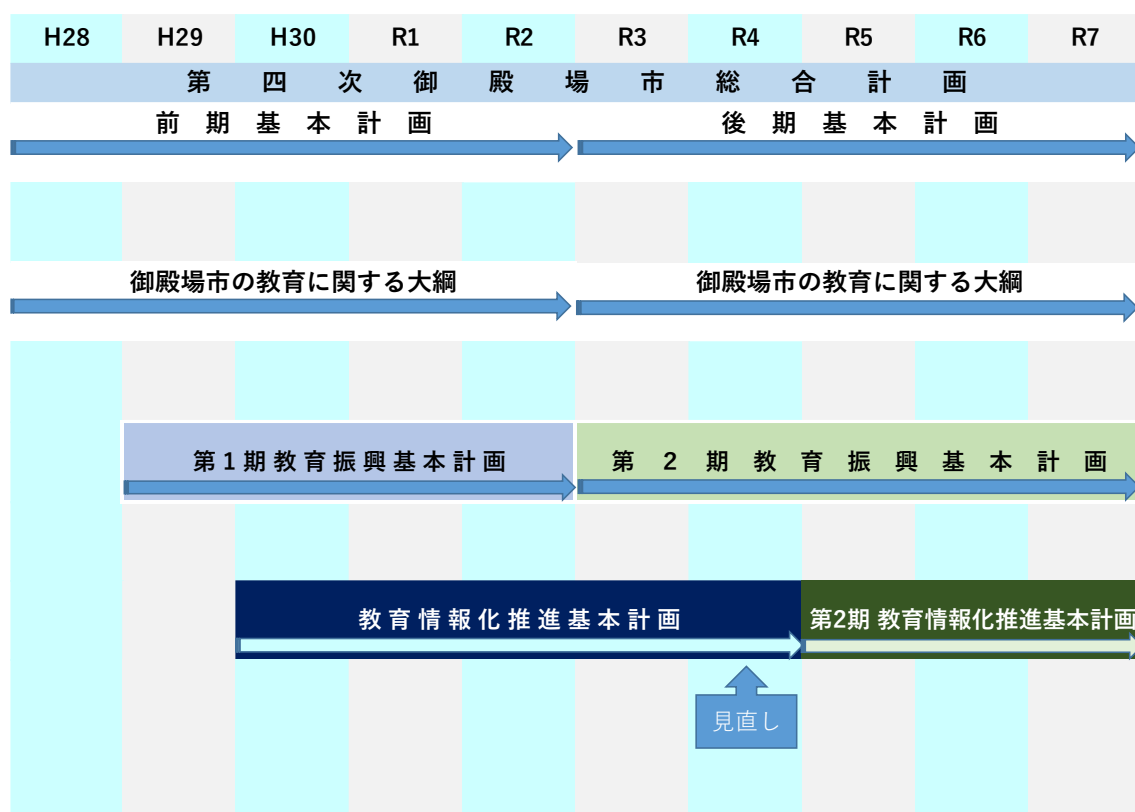
また、本計画は、SDGs（持続可能な開発目標）の17の目標のうち、「4 質の高い教育をみんなに」の達成に寄与するものであります。



3 計画期間及び目標年度

本計画の計画年度は、「第四次御殿場市総合計画」、「御殿場市の教育に関する大綱」等の基本構想期間である令和7年度を目標年度とします。

なお、前述のとおり、第1期計画は平成30年度から令和7年度までの計画であり、令和2年度に見直しを行うこととなっていました。GIGAスクール構想の前倒しにより、令和2年度末に1人1台端末の整備が完了し、令和3年度から実際に使用が始まったことから、それらの状況も踏まえ、令和4年度に見直しを行い、新たな計画として策定します。





御殿場市の

状況について

Ⅰ 第Ⅰ期計画における基本方針の進捗状況

平成30年4月に策定した「御殿場市教育情報化推進基本計画」における基本方針の進捗状況は、以下のとおりです。

基本方針01 学校におけるICT環境整備の推進（○△×の3段階）

具体的な取り組み	評価	進捗状況
<u>1. 大型提示装置の設置</u> 資料等の提示ツール、思考・意見の共有ツール、発表・プレゼンツールとして、大型提示装置（電子黒板）を普通教室に1台順次設置していきます。	○	1人1台端末の整備に併せて、全普通教室への大型提示装置（大型液晶またはプロジェクター）の設置についても完了しています。 （設置時期 令和元年度：中学校 令和2年度：小学校）
<u>2. 教員用タブレットの設置</u> 授業に活用できるように教員用のタブレット端末を大型提示装置（電子黒板）の導入と合わせて、普通教室に1台順次設置していきます。	○	令和元年度に中学校の教員・生徒に512台のタブレット端末を整備しました。 その後、令和2年度の1人1台端末の整備により小中学校の全児童生徒分のタブレット端末を整備し、512台のタブレット端末を小中学校の教員用としたことにより完了しています。
<u>3. 無線LANの整備</u> タブレット端末の整備に合わせた無線LANの整備と安定した作動環境の整備を図っていきます。	△	Wi-Fiについては16校中5校（32%）で整備済となっています。 ただし、タブレット端末の通信形態は、校外での使用も想定したLTE端末としており、現時点で不具合は発生しておらず、無線LANの環境という意味では、100%と考えることもできます。
<u>4. 電子黒板の更新</u> 導入後概ね7～8年経過した電子黒板の更新を、実施計画のもとに順次図っていきます。	○	上記「1. 大型提示装置の設置」のとおり、令和元年度に中学校、令和2年度に小学校の電子黒板を、大型提示装置（大型液晶またはプロジェクター）へ更新しました。

第2章 御殿場市の状況について

5. 児童生徒用タブレットの整備 1クラス1グループに1台の割合で、児童生徒用タブレット端末を段階的に整備していきます。	○	令和2年度の1人1台端末の整備により、小中学校の全児童生徒分のタブレット端末を整備しました。
6. 教育用コンピュータ・教職員用コンピュータの更新 現在使用している教育用コンピュータ、教職員用コンピュータの更新については、更新時期の調整とともに進めていきます。 ※教育用コンピュータ…コンピュータ教室等のコンピュータ ※教職員用コンピュータ…校務用コンピュータ	△	従来のコンピュータ教室等の教育用コンピュータについては、1人1台端末の整備により、全てタブレット端末に更新済みです。 教職員用コンピュータについては各学校により更新時期が異なり、3つの契約に分かれています。契約延長等により更新時期の調整を図っていく必要があります。
7. ソフトウェアの購入 ICTを効果的に活用した「主体的・対話的で深い学び」を実践するめに、デジタル教科書等、授業や行事で有効活用できるソフトウェアの購入を機器の整備状況を見ながら進めていきます。	○	現在、導入済みの主なソフトウェアは以下のとおりで、個別最適な活用をしています。 ・デジタル教科書(教員用) ・ロイロノートスクール ・eライブラリ
8. 校務支援システムの発展 教職員の業務の多忙化を解消するため、校務支援システムを発展させるとともに、教育委員会と学校とのネットワーク、各学校間ネットワークの構築を検討します。	○	校務支援システムについては、平成28年度に整備済みです。 ネットワークについては、令和3年度に構築済みです。
9. 情報モラルの指導 情報モラルについての理解を深める指導を実践します。	△	ICT機器の活用の指針になる「情報活用能力育成4ステップ」を作成し、情報モラルについて指針を示しました。 また、教育ICT推進委員会等において、現状と課題について情報共有をしました。

第2章 御殿場市の状況について

基本方針02 教科等指導におけるICTの活用（○△×の3段階）

具体的な取り組み	評価	進捗状況
<u>1. 研修の実施</u> 教員のICT活用能力を育成するための研修を校内講師、外部講師の派遣により実施します。	○	教育ICT推進委員会等において、授業での効果的な活用方法について情報共有をしました。 また、教育フォーラム等で外部講師による研修を実施しました。
<u>2. ICT支援員の配置</u> 教員のサポート役とメンター育成のため、ICT支援員の配置を進めていきます。	○	令和4年度にICT支援員を配置済みです。
<u>3. 学校CIO制度の導入</u> 学校内の情報化を推進するために、学校CIO・学校CIO補佐官制度の導入を検討します。 ※学校CIO・・・Chief Information Officerの略。学校のICT化について、統括的な責任を持ちビジョンを構築し実行するための役割。	△	現在検討中の（仮称）教育情報セキュリティポリシーと併せて、検討を進めています。
<u>4. 情報モラル教育の充実</u> ICT環境整備に先駆けて、教員が児童生徒に対して情報社会で適切に活動するための基になる考え方を教えるために、情報モラル教育の充実を今よりも一層図っていきます。	△	ICT機器の活用の指針になる「情報活用能力育成4ステップ」を作成し、情報モラルについて指針を示しました。 また、教育ICT推進委員会等において、現状と課題について情報共有をしました。

基本方針03 情報セキュリティの強化（○△×の3段階）

具体的な取り組み	評価	進捗状況
<u>1. 管理運用体制の強化</u> インターネット上の脅威に対する対策を講じると共に、授業では比較的自由にインターネット活用が可能になるような体制強化を検討していきます。	△	現在検討中の（仮称）教育情報セキュリティポリシーと併せて、検討を進めています。

第2章 御殿場市の状況について

2. 物理的セキュリティの強化 情報端末は鍵付きのキャビネットやラックに保管する等の配慮が必要です。 端末管理については情報の重要度に従って安全対策を講じること等も検討する必要があります。	○	タブレット端末について、学校で保管する場合は、充電保管庫で保管しており、校務用パソコンは、各々教員の机での保管を徹底しています（ともに鍵付き）。 その他の安全対策についても必要に応じて検討をしていきます。
3. 人的セキュリティの強化 研修計画や実施状況の把握、緊急時対応を想定して訓練等を行い、全ての教職員が高いセキュリティ意識を持ち業務が行えるようにする必要があります。	△	現在検討中の（仮称）教育情報セキュリティポリシーと併せて、検討を進めています。
4. 技術的セキュリティの強化 児童生徒が機微情報へアクセスするリスクを防ぐため、校務系システムと学習系システムを分離すること、校務関連はインターネット接続が生じる校務外部接続系と、生じない校務系の2系統に分ける等の対策を検討する必要があります。	○	校務系システムと学習系システム（タブレット端末）は完全に分離されています。 また、インターネットに接続可能な校務系システムはシンクライアントシステムであるため高度なセキュリティを保っていますが、今後も時代に即したセキュリティを維持していきます。

基本方針04 地域の教育機関との連携（○△×の3段階）

具体的な取り組み	評価	進捗状況
1. 学校図書館蔵書のデータベース化 現在紙ベースでの管理となっている学校図書館蔵書のデータベース化に取り組んでいます。	○	令和2年度に中学校、令和3年度に小学校のデータベース化が完了しています。
2. 学校図書館ネットワーク構築 学校間での図書の貸し出しを可能にするため、学校図書館同士のネットワークの構築を検討していきます。	○	令和3年度に図書システムを導入したことで構築済みです。 (LS@SHCOOL)
3. 学校図書館・市立図書館のネットワーク構築 学校にない図書の貸し出しを可能にするために、学校図書館と市立図書館とのネットワークの構築を検討していきます。	○	市立図書館の蔵書については、インターネット上で検索・予約が可能となっており、整備されたタブレット端末から、市立図書館の蔵書検索が可能となりました。

2 国の目標に対する御殿場市の現状

国の「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画（2018～2022 年度）」に対する御殿場市の現状は以下のとおりです。

国の目標		評価	御殿場市の状況
学習者用コンピュータ	3クラスに1クラス分程度整備	○	令和2年度に1人1台タブレット端末の整備が完了済。
指導者用コンピュータ	授業を担当する教員1人1台	○	令和2年度に1人1台タブレット端末の整備が完了済。
大型提示装置・実物投影機	100%整備	○	令和2年度の1人1台タブレット端末の整備に併せて、全普通教室への大型提示装置の設置についても完了。
超高速インターネット及び無線LAN	100%整備	△	16校中5校（32%）で整備済。
統合型校務支援システム	100%整備	○	平成28年度に整備済。
ICT支援員	4校に1人配置	○	16校に対し5人を配置済。
上記のほかに、下記についても整備することが目標とされている。 ①学習用ツール ②予備用学習用コンピュータ ③充電保管庫 ④学習用サーバ ⑤校務用サーバ ⑥校務用コンピュータ ⑦セキュリティに関するソフトウェア		①主なものとして、デジタル教科書、ロイロノートスクール、eライブラリを整備済。 ②教育委員会及び各学校にて予備機を確保済。 ③職員室・各クラスに1台を整備済。 ④学習用ツールのクラウドを利用することが可能。 ⑤シンクライアントシステムによるサーバを整備済。 ⑥平成28年度に整備済、随時更新をしている。 ⑦校務用コンピュータの整備に合わせて整備済。	

3 学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果

下表は、令和3年度「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」の結果です。

調査項目	御殿場市	県平均	国平均
教育用コンピュータ 1台当たりの児童生徒数	1人/台	1人/台	0.9人/台
普通教室の無線LAN整備率	58.6%	97.0%	94.8%
インターネット接続率(30Mbps以上)	100%	96.8%	99.4%
普通教室の大型提示装置整備率	100%	85.1%	83.6%
教員の校務用コンピュータ整備率	133.3%	120.3%	125.4%
統合型校務支援システム整備率	100%	95.7%	81.0%
教材研究・指導の準備・評価・校務などにICTを活用する能力	92.7%	86.1%	87.5%
授業にICTを活用して指導する能力	84.7%	74.1%	75.3%
児童生徒のICT活用を指導する能力	84.7%	75.5%	77.3%
情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力	94.8%	84.8%	86.0%
令和3年度中にICT活用指導力の各項目に関する研修を受講した教員の割合	91.2%	65.4%	75.8%

4 検証・課題

上記1、2、3のとおり、環境整備については概ね完了し、様々な活動の場面でICT機器が利用されています。今後は、「使う」ことから「正しく・効果的に使う」ことが求められますが、現状を踏まえた課題・検討事項は次のとおりです。

【1】 情報モラル教育等の充実

教員・児童生徒ともにICT機器を正しく・効果的に活用していくためにも、保護者も含めて、情報モラル教育等の充実に力を注ぐ必要があります。

【2】 タブレット端末等の更新

整備済みのタブレット端末、大型提示装置、校務用パソコンについて、耐用年数等を考慮し、更新時期・更新方法について、検討が必要となります。

特に、予算の平準化を図るためにも、計画的な更新が必要となります。

【3】 (仮称)教育情報セキュリティポリシーの検討

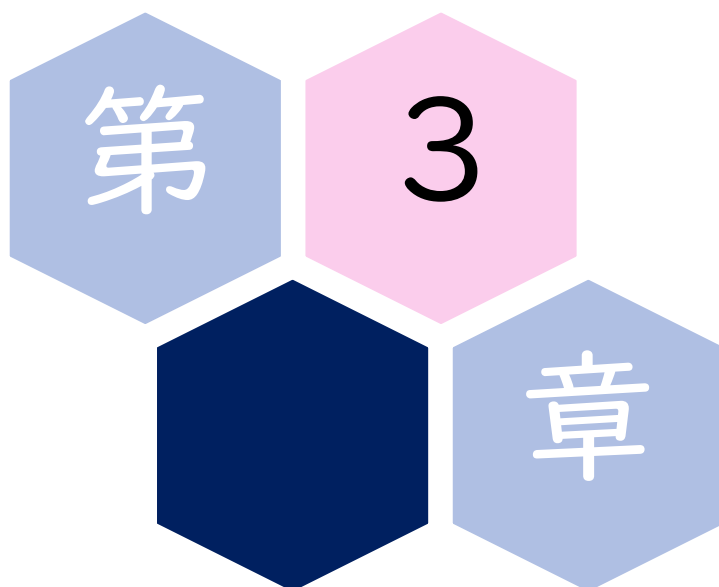
学校CIO・学校CIO補佐官制度については、現在検討中の(仮称)教育情報セキュリティポリシーと併せて、その必要性を検討していく必要があります。

ICT環境の整備が進められていくことで、授業においても校務においてもICT機器を活用する機会が増えていきます。また、今後はクラウドサービスの利用も当たり前になってくることから、それらを前提とした(仮称)教育情報セキュリティポリシーを策定し、安全・安心にICT機器を活用できる体制を作ることが必要となります。

【4】 無線LAN(Wi-Fi)の検討

教員・児童生徒のタブレット端末及び大型提示装置の整備は完了しました。

インターネット環境については、LTE回線を使用しているため、無線LAN(Wi-Fi)の整備率は低くなっていますが、今後のICT活用の推進を見越し、より安全で快適な接続環境の確保のため、無線LAN(Wi-Fi)の整備についても検討が必要となります。



御殿場市の教育情報化

推進に向けて

～ 今後の方針を決定するにあたっては、国の「学校教育情報化推進計画」及び県の「ふじのくに学校教育情報化推進計画」において基本方針として掲げている次の4つを軸に、第2章における課題を鑑み、今後の取り組みを決定することとしました。～

基本方針1	～ICTを活用した児童生徒の資質・能力の育成～
基本方針2	～教員のICT活用指導力の向上と人材の確保～
基本方針3	～ICTを活用するための環境の整備～
基本方針4	～ICT推進体制の整備と校務の改善～

基本方針1

～ICTを活用した児童生徒の資質・能力の育成～

令和2年度末に1人1台端末の整備が完了し、授業等で利活用が始まりました。今後は、国が掲げる「個別最適な学びと協働的な学び」に向けて、教員・児童生徒ともに主体的な学びに変革を図る必要があります。そのためには、教員・児童生徒ともにICT機器の活用に対する資質・能力を育成していく必要があります。

また、ICT機器の活用を図るに従い、ICT機器を利用する機会が増えます。今後は、児童生徒が正しく・当たり前に使こなすことが求められますが、それに伴い、情報モラル教育の充実に力を注ぐ必要があります。

○今後の取組

(1) 教員・児童生徒の主体性による個別最適な学びと協働的な学びを推進することで、学習活動の充実を図ります。

これまで進めてきた対面学習・一斉教育の特長を生かしつつ、ICT機器の効果的な活用を加えたハイブリッド型の学びを実現することで、個別最適な学び・協働的な学びの実現を図ります。

また、授業での活用に限らず、部活動、委員会活動等、教員・児童生徒の主体性による多種多様な活用を推進します。

さらには、特定の教科や場面のみで活用するのではなく、学習の過程のあらゆる局面においてICT機器の特性を最大限に活かした活用を進めていきます。

(2) 特別な支援を要する児童生徒の学びへのICT活用

多様な教育ニーズを抱える全ての児童生徒に対し、家庭の状況、地域、障害の有無等に関わらず、また感染症や災害等の非常時も含めたいかなる状況においても、ICT機器の特性を最大限活用して誰一人取り残すことなくきめ細かく支援し、個々の才能を伸ばすための高度な学びの機会の提供を図ります。

(3) 情報モラル教育の充実を図ります。

児童生徒が自他の権利を尊重し、情報社会での行動に責任を持つとともに、自律的に行動し、犯罪被害を含む危機を回避し、情報を正しく安全に利用するための指導は、教育情報化の基盤とも言えます。

このため、様々な学習活動の中で、情報社会において適正な活動を行うための基になる考え方と態度である情報モラル教育の充実を図り、正しく・効果的な情報の利活用につなげるとともに、健康面にも配慮します。

※情報モラルとは(学習指導要領より)

～ 情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度 ～

具体的には・・・

- ・他者への影響を考えること
- ・人権、知的財産権など自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任をもつこと
- ・犯罪被害を含む危険の回避など情報を正しく安全に利用できること
- ・コンピュータなどの情報機器の使用による健康との関わりを理解すること

基本方針2

～教員の ICT 活用指導力の向上と人材の確保～

ICT機器が積極的に活用されるためには、あらゆる教員がICT機器を活用する知識・能力を身に付けていることが必須であるため、各種研修の充実や支援体制の強化が求められます。

また、ICT機器の活用については、専門的な知識・技術を要する場合があるため、ICT支援員等を配置するなど外部人材の活用を図り、教員のICT活用を推進していく必要があります。

○今後の取組

(1) ICT支援員等を弾力的に配置します。

令和4年度からICT支援員を配置していますが、引き続き、ICT機器を効果的に活用した授業の充実を図るとともに、学校現場におけるICT機器の利活用を促進し、児童生徒の情報活用能力の育成を図るため、支援員の配置を続けていきます。

各学校における教員の実情やICT活用状況等を勘案しつつ、学校のニーズに合わせたICT支援員の弾力的な配置を行います。

(2) ICT研修の充実を図ります。

1人1台端末による個別最適な学び及び協働的な学びを展開するために必要なICT研修の充実を図り、そのための支援・協力を教育委員会が行います。

また、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資するよう、ICT活用実践事例や指導資料の周知を行います。

(3) 学校内・学校間での情報共有

タブレット端末の共有フォルダを活用し、教員が授業等での活用事例を共有することで、教員の活用レベルを向上させるとともに教員間・学校間での活用格差の解消を図ります。

(4) 先進事例の調査研究

教育委員会を中心に、先進事例を収集し、学校側へ情報発信することで、ICT活用のレベル向上を図ります。

基本方針3

～ICT を活用するための環境の整備～

今後、ICT機器の活用が推進されることで、より一層のICT環境の整備が必要となります。全ての児童生徒が、学校におけるICT機器の活用を「当たり前」で「日常的」なものとし、ICT機器の恵みを楽しめるICT環境を整備します。

また、ICT環境が大きく変わる中、セキュリティの重要性がより増えています。教育現場の実態を踏まえた高度なセキュリティ対策を講じる必要があります。

○今後の取組

(1) 安全かつ安定したICT環境の構築

今後、ICT機器の利用機会が増えることが想定されるが、授業や行事等において、タブレット端末による動画利用やデジタル教科書等への同時アクセスにストレスなく処理できる安定した通信環境を確保していきます。

また、現在のLTE回線下での利用に関して、特段の不具合はないが、今後の活用増加も見据え、無線 LAN (Wi-Fi) の整備について、費用対効果等も踏まえ、検討していきます。

(2) 効果的な教育用ソフトウェア等の整備

個別最適な学びや創造性を育むことができるデジタル教材、ソフトウェア等の導入を検討し、紙とデジタルによるハイブリッド教育を推進していきます。

また、デジタル教科書については、指導者用の主要科目は導入済みであるため、指導者用の技能教科及び学習者用の導入を検討していきます。

(3) 計画的なICT環境整備

次回のタブレット端末の更新に向けて、国・県及び他市町の動向等を注視しつつ、更新時期・更新内容を検討します。特に、クラウド化や校務用パソコンとの連携も視野に入れ検討をしていきます。また、BYOD、CYODについても併せて検討していきます。

校務用パソコン・大型提示装置についても同様に、計画的な更新を実施していきます。

※BYOD (Bring your Own Device)

⇒ 家庭で所有している端末を学校で利用する。

※CYOD (Choose your Own Device)

⇒ 市教委で数機種を提示し、その中から家庭で端末を購入してもらう。

(4) 情報セキュリティ対策の徹底

今後、ICT機器の活用がますます増え、またクラウドサービスの利活用が当たり前になります。それらを前提とした管理体制やセキュリティの強化、学校CIOの設置等の検討をし、安全安心にICT機器を活用できる基盤・体制をつくる必要があります。

ついては、早急に（仮称）教育情報セキュリティポリシーを策定するとともに、必要に応じて現状に適した改訂を行っていきます。

基本方針4

～ICT推進体制の整備と校務の改善～

教員の長時間勤務が課題となり、社会全体で、教員の働き方改革の推進が求められています。

教員の長時間勤務を是正することで、「心身の健康」「子どもと向き合う時間」「誇りとやりがいをもって勤務できる環境」を確保し、質の高い学校教育の維持・向上により、子どもたちの豊かな学びと成長を支えていくことができます。

そのためにも、校務の効率化により、教員の負担軽減を図る必要があります。

○今後の取組

(1) 体制の構築

今後は、学校現場での実践がより重要となるため、管理職を中心に、学校全体で積極的に情報化を推進するための体制を構築していく必要があります。

また、教育委員会及び学校との連携、学校内での連携、学校間での連携を図ることで、情報共有を図り、全体のレベル向上につなげていきます。

(2) ICT機器を活用した校務効率化を通じた教員の負担軽減

ICT機器を活用した校務の効率化を積極的に進めることで、教員の長時間勤務を是正し、教員が児童生徒と向き合う時間等を確保することにより、教育の質の向上を図ります。

いずれも教員の校務にかかる業務負担を軽減し、効率化によって生み出した時間を子どもたちと向き合う時間に充てることで、きめ細かな対応に繋げ、教育の質の向上を目指した取組です。